

平成15年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」の概要 厚生労働省

※ 平成15年11月19日の与党合意に基づき、国・地方を通じて総額2,500億円の少子化対策の施策

1. 児童手当の充実

【平成16年度1,700億円、平成17年度以降2,000億円】

- ・ 支給対象年齢の引き上げ

(就学前→小学校第3学年修了まで)

- ・ 実施時期は平成16年4月1日～

- ・ 支給額 (現行と同じ)

(第1、2子 月額5,000円)

(第3子以降 月額10,000円)

2. その他の少子化対策

【500億円】

- ・ 地域における子育て支援事業の充実(273億円)

うち 文部科学省分 : 50億円

- ・ 児童虐待防止対策の充実 (112億円)

- ・ 不妊治療の経済的支援 (51億円)

- ・ 新たな小児慢性特定疾患対策の確立 (64億円)

3. 別途の少子化対策

【平成16年度のみ 300億円】

- ・ 待機児童解消緊急施設整備

厚生労働省分 (250億円)

- ・ 預かり保育機能強化(「親と子の育ちの場」緊急整備)

文部科学省分 (50億円)